

自賠責保険の保険金の支払いを受けるためには…

- 症状に関して、医師の診断等があること ~~＜ 症状の内容 ＞~~
- 自動車事故により生じた症状であること ~~。自動車事故との相当因果関係 ＞~~

などを明らかにすることが求められる。

昨年10月の画像診断基準の公表を受けて、自賠責制度における画像診断基準の活用について、国土交通省から(社)日本損害保険協会(損保協会)、全国共済農業協同組合連合会(JA共済)等の関係団体に対して指導を実施。

また、本年3月には、関係団体に対して、文書により、再度指導を実施。

指導(文書)の内容

「脳脊髄液減少症に係る画像診断基準について」 (平成24年3月23日付け)

標記については、厚生労働省において平成19年度から厚生労働科学研究費補助金で「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」がなされており、平成22年度総括研究報告書にて、脳脊髄液漏が確実な症例を診断するための基準案として、脳脊髄液漏出症及び低髄液圧症について、それぞれ画像判定基準案及び画像診断基準案が報告され、平成23年10月には、これらの診断基準案が診断基準として関係学会の了承を得られ、公表されたところです。

脳脊髄液減少症については、自賠責保険等を通じた被害者の救済に対して期待が高まっていることから、貴協会においても、この診断基準を有効に活用し、適正な保険金の支払いを通じて被害者保護の一層の充実に努めるよう、傘下会員に対し、周知して頂くようお願い致します。

診断基準の有効活用

症状の客観的な判断が可能

適正な保険金の支払いによる

被害者の救済